

## **[事案 2021-270] 新契約無効請求**

・令和4年6月10日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成31年3月に銀行を募集代理店として契約した一時払終身保険3件について、以下等の理由により、各契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 申込日前日に、募集人2名が自宅に来て、相続税がかからない生命保険であると口頭で説明があったが、それ以外には説明はなく、募集資料の使用もなかった。
- (2) 申込日にも、募集資料による説明は何も無く、申込書類へ署名しただけであり、銀行預金のような生命保険と理解して契約した。
- (3) 令和3年10月に契約内容の通知を見た際、中途解約時に解約返戻金額が既払込保険料を下回ることを知った。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは、申立人から、生前贈与について相談したいと電話で言われたため、自宅訪問のうえ、申立人夫婦に対し、契約締結前交付書面兼商品パンフレット等を使用して複数商品を提案したところ、本商品を選択した。
- (2) 翌日、申立人および配偶者が来店した際、契約締結前交付書面兼商品パンフレット、設計書等を使用して、再度、契約内容を説明し、申立人および配偶者は、契約内容等を十分に理解し、申込手続を行っている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人および苦情受付担当者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不十分を理由とした契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。